

# 令和 8 年度 合志楓の森中学校 P T A 総会資料



合志楓の森中学校 P T A

日時：令和 8 年 4 月 17 日（金）

---

## 会 次 第

---

1. 開会
2. P T A 会長挨拶
3. 学校長挨拶
4. 資格審査
5. 議長選出
6. 議事審議
  - 第 1 号議案 令和 7 年度事業報告
  - 第 2 号議案 令和 7 年度会計報告
  - 第 3 号議案 令和 8 年度役員（案）
  - 第 4 号議案 令和 8 年度委員会活動（案）
  - 第 5 号議案 令和 8 年度事業計画（案）
  - 第 6 号議案 令和 8 年度予算（案）
  - 第 7 号議案 P T A 規約の改正について（案）その他
7. 議長解任
8. 役員紹介
9. 職員紹介
10. 閉会

執行部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ PTA 総会の開催（4月）</li> <li>◇ 運営委員会（第1～5回）の開催</li> <li>◇ 市P連・郡市P・県Pとの連携</li> <li>◇ 青少年育成特別講演会（10月）への協力</li> <li>◇ 地域学校協働活動講演会（2月）への参加</li> <li>◇ 門松づくり（12月）</li> <li>◇ PTA リーダー研修会（2月）</li> <li>◇ 給食会計決算報告の確認</li> </ul>
1 学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 茶話会（7月）および学級懇談会の運営補助</li> <li>◇ 学年行事の支援（授業参観・道徳ローテーション等）</li> </ul>
2 学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 茶話会（7月）および学級懇談会の運営補助</li> <li>◇ 立志式（12月）運営協力</li> <li>◇ 修学旅行説明会の支援</li> </ul>
3 学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 茶話会（7月）および学級懇談会の運営補助</li> <li>◇ 卒業式準備（コサージュ管理・進路説明会補助）</li> </ul>
広報文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広報誌の作成・発行（10月上旬）</li> <li>◇ 受験応援メッセージ企画（1～3年生）</li> </ul>
人権啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 恵風園歴史資料館見学会（10月）</li> <li>◇ 金曜会作品展（2月）</li> <li>◇ 合志市人権教育研究会（7月）への参加</li> <li>◇ 人権フォーラム in 合志（2月）への参加</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 愛校作業（5月）</li> <li>◇ 小学校の愛校作業の補助（8月）</li> </ul>
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 体育大会運営補助（5月）</li> </ul>
指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 次期執行部役員の選定（10月）</li> </ul>

令和7年度は、PTA 総会を実施し、各委員会委員長を選出したうえで、年間を通して各委員会活動を円滑に行うことができました。

愛校作業の効率化（パッカー車・前日作業の調整）、広報誌のデジタル化検討、人権啓発活動の充実（恵風園・金陽会）など、PTA としての活動範囲が広がり、学校・地域との連携が深化されました。

今後も、すべての委員会において協力体制を維持し、合志風の森中学校 PTA 活動のさらなる充実を図ってまいります。引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和7年度 合志楓の森中学校PTA決算報告

1.収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
PTA会費(生徒分)	768,000	809,600	41,600	P数337名×2,400円 1名転入生800円
PTA会費(職員分)	84,000	69,600	▲ 14,400	T数29名×2,400円
PTA共済金(生徒分)	232,500	234,400	1,900	336世帯×650円 32名×500円
PTA共済金(職員分)	17,500	14,500	▲ 3,000	29名×500円
繰越金	401,736	401,736	0	
雑収入	8,000	8,862	862	交通安全父母の会、受取利子
合計	1,511,736	1,538,698	26,962	

2.支出の部

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (A-B)	備考	
運営費	360,000	108,365	251,635		
内訳	会議費	100,000	24,000	76,000	市P連総会負担金、市教委懇親会負担金
	需用費	30,000	2,640	27,360	残高証明代、振込手数料
	備品費	50,000	0	50,000	
	役務費	80,000	70,125	9,875	Zoomアカウント代
	旅費	100,000	11,600	88,400	市外研修旅費、生徒会懇談タクシー代
活動費	635,000	345,907	289,093		
内訳	総務費	30,000	4,600	25,400	県P研究大会あまくさ大会参加費 市Pボウリング交流会参加費
	学年費	410,000	201,677	208,323	茶話会、卒業記念品代、もみじ学級活動費
	各委員会活動費	195,000	139,630	55,370	美化作業バッカー車代、広報誌 門松作り、金湯会負担金
	慶弔費	50,000	24,100	25,900	退任式花束代
	PTA共済費	250,000	249,550	450	PTA共済(P災)、PTA共済(安全互助会)
負担金	160,000	158,950	1,050	郡市PTA負担金	
予備費	56,736	10,527	46,209	交通安全父母の会、転出PTA会費返納	
合計	1,511,736	897,399	614,337		

3.収支の部 (単位：円)

(収入)

1,538,698

(支出)

897,399

(残高)

641,299

上記の通りに報告します。残金は令和8年度会計に繰り越しします。

令和8年4月2日 PTA会計

榮 峰男



石田 綾香



上記決算の通り相違ないことを認めます。

令和8年4月2日 監査員

清水 美穂



高田 亜希子



監査員

第3号議案

令和8年度 執行部役員候補（案）

役職名	氏名	備考
会 長	高 来 登	
副 会 長	榮 峰 男	家庭部長 兼務
副 会 長	鎌 田 美 紀	
会 計	中 川 太 樹	
会 計	前 田 美 弥 子	
事務主査	岩 木 和 美	合志楓の森中学校 事務主査
書 記	佐 藤 由 布 子	
書 記	永 田 慎 一	
書 記	福 島 亮 一	合志楓の森中学校 教頭
監 事	福 嶋 桂 子	
監 事	石 田 綾 香	
顧 問	田 崎 英 明	合志楓の森中学校 校長

以上

第4号議案

令和8年度 委員会活動計画（案）

◎委員会編成

委員会名	令和7年度	令和8年度
学級委員会	各学年各クラス2名	各学年各クラス2名
広報文化委員会	各学年各クラス2名	各学年各クラス2名
保健体育委員会	各学年各クラス1名	各学年各クラス1名
環境委員会	各学年各クラス1名	各学年各クラス1名
人権啓発委員会	各学年各クラス1名	各学年各クラス1名
指名委員会	各学年各クラス2名	1・2学年各クラス1名

◎委員会活動内容

委員会名	令和7年度	令和8年度
学級委員会	例会・懇談会 クラス、学年活動	変更なし
広報文化委員会	広報誌発行・研修会等参加	変更なし
保健体育委員会	体育大会運営 (受付・巡回等)	変更なし
環境委員会	愛校作業	変更なし
人権啓発委員会	菊池恵楓園資料館見学会 金陽会運営	変更なし
指名委員会	次年度執行部選定	変更なし

以上

## 第5号議案

### 令和8年度 事業計画（案）

#### ◎基本方針

令和8年度は、学校・家庭・地域が連携し、生徒の健全育成と学校教育活動の充実を図ることを目的として、PTA活動の活性化と効率化に努める。

#### ◎年間活動計画

4月	◇ PTA 総会の開催（委員決め・委員長および副委員長の選出） ◇ 市P連総会への参加
5月	◇ 愛校作業（小学校担当）の補助参加 ◇ 体育大会の運営補助
6月	◇ 予定なし
7月	◇ 学級懇談会（茶話会）の実施 ◇ 合志市人権教育研究大会への参加 ◇ 広報誌作成準備
8月	◇ 愛校作業（中学校担当年）
9月	◇ 青少年育成特別講演会への参加 ◇ 恵楓園資料館見学会の実施
10月	◇ 九州ブロックPTA大会への参加
11月	◇ 熊本県PTA研究大会への参加 ◇ 親の学びプログラム（11～12月）への参加
12月	◇ 門松づくり（地域・小学校との連携） ◇ 広報誌の発行（広報文化委員会）
1月	◇ 指名委員会の活動（次年度役員選出） ◇ 地域学校協働活動講演会への参加 ◇ 人権フォーラム in 合志への参加
2月	◇ 金陽会作品展の運営協力
3月	◇ 卒業式準備（コサージュ管理等） ◇ 年度末の委員会活動まとめ ◇ 次年度への引継ぎ資料作成

以上

## 令和8年度 合志楓の森中学校PTA会計予算(案)

## 1.収入の部

(単位：円)

項 目	8年度予算	増減	7年度予算	7年度執行額	備考
PTA会費(生徒分)	732,000	▲ 36,000	768,000	809,600	P数305名×200円×12で算出
PTA会費(職員分)	64,800	▲ 19,200	84,000	69,600	T数27名×200円×12で算出
PTA共済費(生徒分)	221,750	▲ 10,750	232,500	234,400	生徒数352名×500円 P数305名×150円で算出
PTA共済費(職員分)	13,500	▲ 4,000	17,500	14,500	T数27名×500円で算出
繰越金	641,299	239,563	401,736	401,736	令和7年度繰越金
雑収入	8,000	0	8,000	8,862	利息、交通安全父母の会
合計	1,681,349	169,613	1,511,736	1,538,698	

## 2.支出の部

項 目	8年度予算	増減	7年度予算	7年度執行額	備考	
運営費	360,000	0	360,000	108,365		
内 訳	会議費	100,000	0	100,000	24,000	運営委員会、校内外PTA会議等
	需用費	30,000	0	30,000	2,640	消耗品等
	備品費	50,000	0	50,000	0	各種備品等
	役務費	80,000	0	80,000	70,125	Zoomアカウント代等
	旅費	100,000	0	100,000	11,600	外部PTA研修会参加旅費・日当等
活動費	725,000	90,000	635,000	345,907		
内 訳	総務費	30,000	0	30,000	4,600	外部PTA研修会参加費等
	学年費	500,000	90,000	410,000	201,677	茶話会、懇談会、卒業式等
	各委員会活動費	195,000	0	195,000	139,630	美化作業、門松作り 広報誌、金陽会等
慶弔費	50,000	0	50,000	24,100	御見舞、転退任記念品等	
PTA共済費	250,000	0	250,000	249,550	PTA共済金(P災)(安互)	
負担金	160,000	0	160,000	158,950	県市PTA負担金	
予備費	136,349	79,613	56,736	10,527		
合計	1,681,349	169,613	1,511,736	897,399		

第7号議案

P T A規約の改正について（案）

1. 改正の趣旨

指名委員会の構成を見直し、より効率的かつ実務に即した体制とするため、現行の「各学級から2名」を「1学年および2学年の各学級から1名」に変更する。

2. 改正案

旧	新
<p>第19条（指名委員会） 指名委員会は、指名委員（各学級から2名）及び当該年度に退任する役員をもって構成し、会長・副会長・会計・書記及び監事を定期総会に指名し、承認を得ると同時にその任務を終了し解任される。</p>	<p>第19条（指名委員会） 指名委員会は、指名委員（1学年及び2学年の各学級から1名）をもって構成し、会長・副会長・会計・書記及び監事を定期総会に指名し、承認を得ると同時にその任務を終了し解任される。</p>

以上

## 合志楓の森中学校 P T A 規約 (改正案)

### 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は合志楓の森中学校 P T A と称し、所在地を熊本県合志市栄 3 7 9 3 番地 5 に置き 事務局を合志楓の森中学校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図り、常に時代に対応できる P T A として会員相互の教養を高めることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育の理解及び自己研修に関すること。
- (2) 家庭と学校と社会との連携によって生徒の生活向上を図ること。
- (3) 教育環境の整備に努めること。
- (4) 会員の表彰、慶弔、見舞等を行なうこと。
- (5) その他、必要と認められた事項。

### 第 2 章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、教育的なもので総会の議決及びその他の正当な企画と議決を通じてその目的を達成する。
- (2) 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の命によって、いかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務の候補者も推薦することはできない。
- (3) 生徒の教育及び福祉のために活動するために活動する他の関係機関と協力する。

### 第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校職員とする。

(会員の権利と義務)

第 6 条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

権 利

- (1) 動議を出し議決すること。
- (2) 会務及び事業報告を受けること。

義 務

- (1) 本会の目的達成のために努力する。
- (2) 所定の会議に出席する。
- (3) 会費を納める。

### 第 4 章 役員及び委員

(役員の名称及び員数)

第 7 条 本会には次の役員を置き、執行部とする。また、特別な事情がある場合は、副会長、副会長、会計、書記をそれぞれ 1 名に限り増減員することとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名 (うち 1 名は家庭部会長を兼務)
- (3) 会 計 3 名 (うち教職員 1 名)
- (4) 書 記 3 名 (うち教職員 1 名)
- (5) 監 事 2 名
- (6) 顧 問 校長

(委員の名称及び員数)

第 8 条 本会には次の委員を置く。

- (1) 学級委員 若干名 (各学級から2名及び教職員)
- (2) 広報文化委員 若干名 (各学級から2名及び教職員)
- (3) 人権啓発委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)
- (4) 環境委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)
- (5) 保健体育委員 若干名 (各学級から1名及び教職員)

尚、各委員会に委員長、副委員長を置く。

(役員・委員の資格及び選出)

第9条 本会の役員及び委員は次の方法により定める。

- (1) 全ての役員・委員は本会の会員であるとともに、生徒の保護者の資格を有する者とする。
- (2) 会長・副会長・会計及び書記は指名委員会で指名し、総会の承認を得て決定する。
- (3) 監事(2名)は指名委員会で指名し、総会で承認を得る。
- (4) 委員は年次総会前に学級から選出する。

(役員・委員の職務)

第10条 本会の役員・委員は次の任務を有する。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、年次総会において会計監査委員の監査を経て決算を報告する。
- (4) 書記は総会をはじめ、各種会議の議事録作成、その他各種の記録及び通信を行う。
- (5) 委員は、本会の活動を推進するために、それぞれの所属する各種委員会に出席し会員の意見を積極的に反映し必要な事項について、調査研究あるいは企画し活動するものとする。
- (6) 顧問は、会務に協力し助言援助をなす。

(役員・委員の任期)

第11条 本会の役員・委員等の任期は1年とする。再任は妨げないが最長で原則2年とする。

第12条 会長、副会長の職にあった者は、その職を退いた後(子どもが在籍してなくても)において、1年間は本会の相談に応ずるものとする。

第5章 機関

(種類)

第13条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 全体委員会 (4) 委員会
- (5) 特別委員会 (6) 指名委員会 (7) 監査委員会
- (8) 個人情報保護委員

(総会)

第14条

- 1 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とし全会員をもって構成する。
- 2 定期総会は毎年4月中に開催する。
- 3 臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき臨時開催する。
- 4 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業の計画・報告及び収支の予算・決算に関する事項
- (2) 会費の変更に関する事項
- (3) 役員の変更に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他本会の業務に関する重要事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・各委員長・及び学校長・

教頭・主幹教諭・教務・学年主任をもって構成し、本会の重要事項を審議・調整・決定・執行する等本会の運営に当たる。

(全体委員会)

第16条 全体委員会は、役員・委員及び学校長・教頭・教職員をもって構成し、運営委員会の付議事項を審議・決定し、各委員会間の調整・連絡を図る。

(委員会)

第17条

1 委員会は、学年委員会・広報文化委員会・保健体育委員会・環境委員会・人権啓発委員会の5会とする。

2 学年委員会は、学年ごとに、それぞれの学級委員をもって構成し、学年及び学級PTAの活性化を図るため、次の業務を行う。

- (1) 学級・学年の教育活動への協力
- (2) 研修会・懇談会等の行事の計画・立案
- (3) 授業参観・学年PTA例会の運営
- (4) 学年間・学級間及び学校との連絡調整
- (5) 会員の啓発と会員相互理解への助言

3 広報文化委員会は、広報文化委員をもって構成し、本会の状況を知らしめ、会員の教養文化の向上を図るため次の事業を行う。

- (1) 会の計画・活動内容の広報活動
- (2) 広報資料収集と広報紙等の発行
- (3) 編集会議の開催
- (4) 講演会・研修視察等の教養研修
- (5) 学校の文化諸行事の協力と援助

4 保健体育委員会は、体育委員をもって構成し、校内外の体育行事充実を図り、かつ生徒の保健体育の向上を図るため次の事業を行う。

- (1) 体育大会協力及び体育レクリレーションの計画・実施

(2) 生徒の校舎内における保健への協力と推進

5 環境委員会は、環境委員をもって構成し、校地・校舎の環境整備・美化を図るため次の事業を行う。

(1) 校地・校舎及び周辺の整備並びに美化の促進

(2) 学校環境整備行事等への参加協力

6 人権啓発委員会は、人権啓発委員をもって構成し、次の事業を行う。

(1) 菊池恵楓園資料館見学会の企画・立案

(2) 金陽会の運営

(特別委員会)

第18条 特別委員会は、会長・副会長をもって構成し、生徒の購入品及び業者の選定等を行う。

(指名委員会)

第19条 指名委員会は、指名委員(1学年及び2学年の各学級から1名)をもって構成し、会長・副会長・会計・書記及び監事を定期総会に指名し、承認を得ると同時にその任務を終了し解任される。

(監査委員会)

第20条 監事は年度終了後において、監査委員会を開き、本会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告し、意見を述べなければならない。

(個人情報保護委員会)

第21条 個人情報保護委員会は、役員にて構成し、個人情報の保護に努める。

(検討委員会)

第22条 校則検討委員会、及び制服検討委員会、副教材検討委員会及び修学旅行検討委員会は、運営委員会がこれを兼ねる。

(会議の招集)

第23条 総会はじめ各種会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、委員会は会長及び委員長の名で招集する。なお、必要な場合は学校長も連名するものとする。

## (会議の運営)

第24条 総会について次のとおり定める。

- (1) 総会の議長は会長の委嘱とする。
- (2) 総会は会員の3分の2以上の出席（委任状可）を要し、かつ、出席者の過半数の承認を要する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (3) 総会以外の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (4) 災害時や緊急時などの非常事態において総会の招集が困難なときは、書面による総会を開くことができる。

## 第6章 会計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 本会の経理は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第27条 本会の予算は、総会において議決し、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第28条 本会の会費は、月額1戸200円とする。

## 第7章 非常事態の対応

第29条 災害時や緊急時等、確たる理由のもと、通常の活動が行えない場合は、学校と協議の上、会長の決済により対応措置を講ずるものとする。

- (1) 執行部は学校と協議の上、活動の中止や変更を決定する権限を有する。尚、決定事項の有効期限は該年度のみとする。
- (2) 総会（臨時総会含む）の招集が不可能である場合には、書面やメール等で報告、決議、承認を行うことができるものとする。
- (3) その他、ここにはない事態が生じ、対策を講じないといけない場合には、執行部は学校と協議の上、会長の決済において別途対応措置を検討し施行する権限を有する。

## 第8章 雑則

(表彰)

第30条 本会は、会の活動に貢献顕著な会員ならびに生徒等に対し、その功績を顕彰するため、総会の席で感謝状を贈るものとする。

(諸規定)

第31条 本会の諸規定は全体委員会の議決を経て別に定める。

## 第9章 附則

(施行)

第32条 本規約は、令和3年6月1日より施行する。

(規約改廃)

第33条 本規約を改廃するには、第23条の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の承認がなければならない。

令和4年4月16日、一部改定

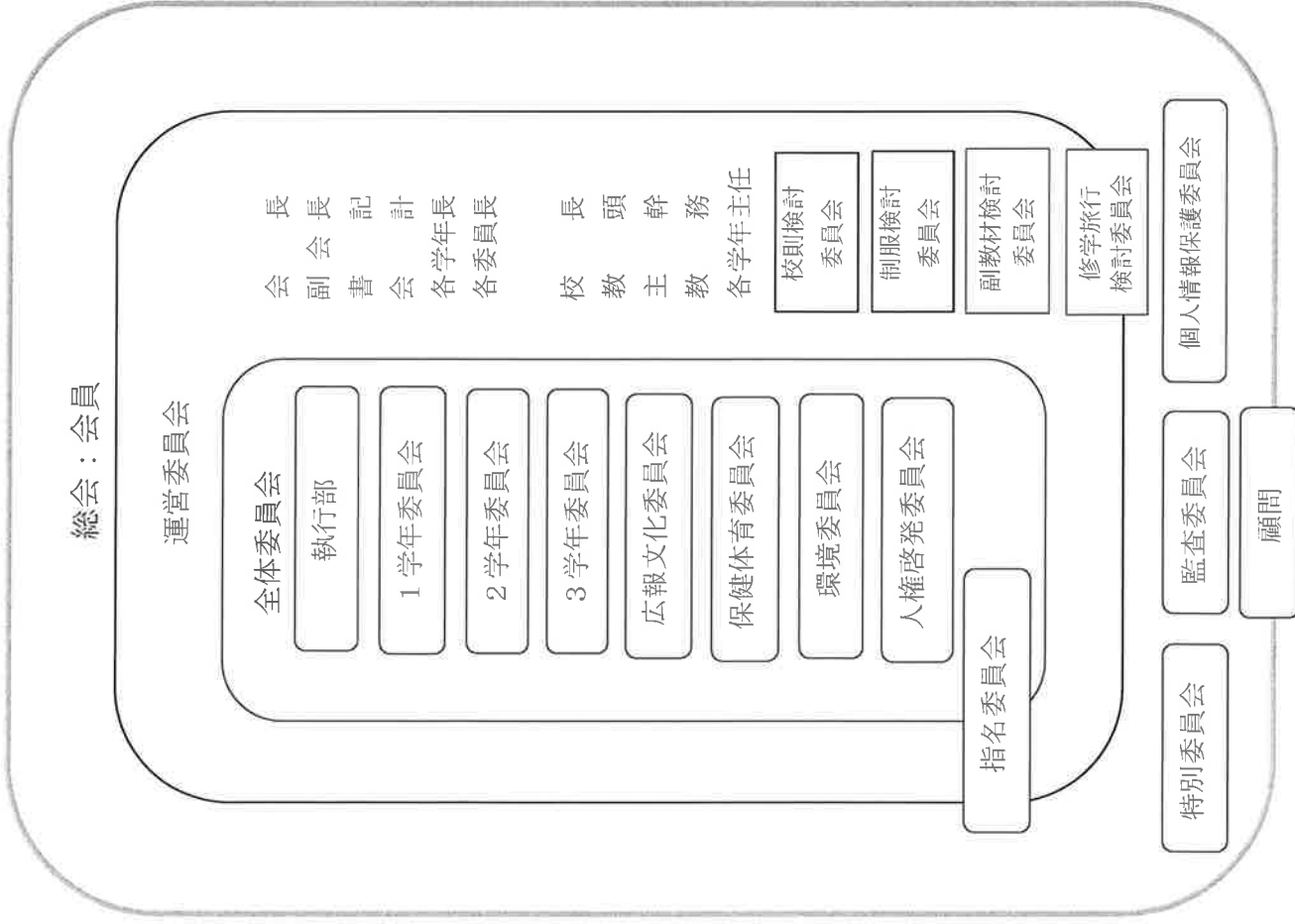
令和5年4月15日、一部改正

令和6年4月19日、一部改正

令和7年4月18日、一部改正

令和8年4月17日、一部改正

# 合志楓の森中学校PTA組織図



## 合志楓の森中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 合志楓の森中学校PTA(以下、「本会」といふ。)が保有する個人情報の適正な取り扱い、と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA運営委員会の構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 役員会、運営委員会、各委員会の運営管理、その他の文書の送付等PTA活動

(2) 役員会、運営委員会、各委員会名簿の作成

(3) 指名委員会の次年度役員候補者名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報または管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベースは、合志楓の森中学校の電子機器等で一括管理する。個人情報が必要なる場合(第8条の目的のため)は、管理者許可のもと学校で印刷を行う。また、電子機器等からのUSBメモリーや電子メール等での持ち出しは、管理者の許可のもと、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条(1)から(4)の場合及び県、市役所からの提供要求を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 提供する対象者の氏名

3 提供する情報の項目

本規則は、令和3年6月1日より施行する。

4 対象者の同意を得ている旨

令和5年4月15日、一部改正

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条(1)から(4)の場合及び県、市役所からの提供要求を除く)から

個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 第三者が個人情報を取得した経緯

3 提供を受ける対象者の氏名

4 提供を受ける情報の項目

5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令

に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合

は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければな

らない。

(改正)

第18条 本会の「台志楓の森中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附 則

## 合志楓の森中学校PTA弔慰規程

### 第1条 生徒の死亡について

生徒の死亡については、通夜・葬儀にPTA代表が参列し、弔電と香典（目覚料を含む）10,000円を供える。

### 第2条 会員関係者の死亡について

- (1) PTA会員の死亡については、通夜・葬儀にPTA代表が参列し、弔電と香典（目覚料を含む）10,000円を供える。
- (2) 学校職員家族（同居の1等親）の死亡については、通夜・葬儀にPTA代表が参列し、弔電と香典（目覚料を含む）5,000円を供える。

### 第3条 会員関係者の事故について

会員のPTA行事中における傷害事故については、実状に応じて見舞金をおくる。

### 第4条 自然災害・火災等の被災について

会員の自然災害・火災等による災害については役員会で審議し、実状に応じて見舞金をおくる。

### 第5条 その他について

- (1) 第1条から第4条までの規定に定めていない事項については、会長が必要と認めるとき役員会にはかつて適宜処置する。
- (2) 弔慰については、すべて返礼は受けない
- (3) 本規定の改正は、総会において改正する。

### 附 則

本規定は、令和3年6月1日より施行する。

# 令和7年度 給食会計決算報告書

合志楓の森小中 給食会計

(1) 収入	77,305,284円
<内訳> 前年度繰越金	3,141,868円
給食費徴収金	64,352,714円
牛乳増量補助金(中学校)	358,255円
負担軽減補助金(小学校)	5,978,166円
負担軽減補助金(中学校)	3,431,812円
廃油回収返戻	14,889円
利息	27,580円
(2) 支出	75,108,548円
(3) 残高	

収 入	支 出	残 高
77,305,284円	75,108,548円	2,196,736円

差引残高 2,196,736 円は、令和8年度に繰り越します。

## (4) 未納者と滞納金額合計

合志楓の森小学校	令和7年度	14名	317,798円
	令和6年度	4名	201,622円
	令和5年度	5名	215,924円
	令和4年度	3名	141,084円
	令和3年度	4名	125,484円
合志楓の森中学校	令和7年度	4名	219,332円
	令和6年度	9名	279,032円
	令和5年度	5名	247,544円
	令和4年度	2名	117,480円
	令和3年度	1名	48,045円

## (5) その他(各小中学校共通事項)

※令和6年度以降は、釣銭預かり金として、10,000円を各校の給食費より払出し、事務局において、保護者が窓口で給食費を払う際の釣銭として取り扱いをしております。

上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

合志市教育委員会

学校教育課 学校給食班 担当 坂本 香織

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和8年4月2日

合志市立合志楓の森小学校 PTA監査委員

川村 里伊 

合志市立合志楓の森中学校 PTA監査委員

清水 美德 